

第 2 回

逗子市情報公開運営審議会

令和5年10月6日（金）

逗子市総務部情報公開課

令和5年度第2回逗子市情報公開運営審議会

日 時 令和5年10月6日(金)

午前10時00分～

場 所 逗子市役所5階 第4会議室

議 題

- (1) 令和5年度第1回逗子市情報公開運営審議会議事録について
- (2) 諮問第8号 逗子市情報公開条例第10条及び第15条の一部改正について
- (3) その他

出 席 委 員 (7名)

会 長	稲 葉 大 策
副 会 長	高 橋 良
委 員	鈴 木 良 太
委 員	花 野 充 生 子
委 員	鈴 木 弥 奈 子
委 員	不 破 理 江
委 員	野々山 隆 幸

欠 席 委 員 (なし)

事務局等出席者

情報公開課長	栗 原 達 也
情報公開課 主 任	齋 藤 好 男
情報公開課 主 事	加 藤 美 佳 子

情報公開課
会計年度任用
職員

大 槻 花 子

情報公開課
会計年度任用
職員

齋 藤 明 子

会議の公開・非公開の別 公 開

傍 聴 者 0名

配付資料

1. 令和5年度第2回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 令和5年度第1回逗子市情報公開運営審議会議事録
3. 資料1 諮問第8号 逗子市情報公開条例第10条及び第15条の一部改正について
4. 資料2 指定団体一覧

午前10時00分開会

○稲葉会長 皆様おはようございます。

時間になりましたので、開催させていただきます。

皆様、今日はおそろいですが、逗子市情報公開運営審議会規則第3条第2項の規定に基づきまして、半数以上の委員の御出席が現在ございますので、令和5年度第2回情報公開運営審議会をこれより開催させていただきます。

皆様、よろしく願いいたします。

まず最初に、本日の配付資料について、事務局から説明いただきます。

○栗原情報公開課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

○稲葉会長 ありがとうございます。皆様、お手元におそろいでございますね。

それでは、続いて、議題に入らせていただきます。

それでは、資料に沿ってまず第1の議題について、事務局よりの説明をお願いいたします。

○栗原情報公開課長 それでは、議題1、逗子市情報公開運営審議会議事録について御説明いたします。

令和5年第1回の議事録の御確認をお願いしたいと思います。

議事録の送付が本日の審議会開催間際となり、大変申し訳ありませんでした。既に、野々山委員と高橋委員のほうからは確認の旨御連絡をいただいております。よろしく願いいたします。

○稲葉会長 皆様も御確認いただけましたでしょうか。

よろしければ、これで承認ということで、進めさせていただきます。

よろしゅうございますね。

(発言する者なし)

○稲葉会長 それでは、前回の資料はこれで承認ということで進めさせていただきます。

○栗原情報公開課長 ありがとうございます。

○稲葉会長 続きまして、次の議題について、事務局より説明をお願いします。

○栗原情報公開課長 続きまして、議題の2、諮問第8号になります。逗子市情

報公開条例第10条及び第15条の一部改正についての諮問、こちらでございます。

それでは、こちらの本日の諮問の内容について、お手元に事前に配付をさせていただきました資料の1と緑色の情報公開ハンドブック、こちらを使わせていただきながら、諮問の内容について御説明をさせていただこうと思います。

今回、条例改正となる部分につきましては、対象となる条文は第10条、第15条でございますが、いずれも期限を規定した条文になります。

緑色の情報公開ハンドブックの4ページをお開きください。

こちら、第10条、公開するかどうかの決定の部分でございます。条例第10条は、情報公開請求がなされた際に、決定を何日以内に行わなければならない旨と期限内に決定できないやむを得ない理由があるときは、何日以内で期限の延長が可能である旨、記載されている条文となります。

この条文の第1項本文中、「当該公開請求があった日から起算して7日以内に」というところを、「当該公開請求のあった日の翌日から起算して6日以内に」に改め、同項ただし書中、「当該公開請求があった日から起算して30日を超えない範囲で決定期間を延長することができる」を「当該期間を23日以内限り延長することができる」に改めるものです。

続きまして、お手元のハンドブックの6ページを御覧ください。

条例第15条になります。こちらの条例第15条は、情報公開請求の実施機関の決定に対して、不服がある方への救済措置として、情報公開審査委員が不服申出を受け、それに対する勧告を行う期限について記載されている条文になります。

この条文の第4項中、「当該申出があった日から起算して30日以内に」の部分を「当該申出があった日の翌日から起算して29日以内に」に改めるものです。

第10条、第15条とも、決定までにかかる日数は変わらないよう改正をしております。

また、あわせて、条例の附則にこちらの施行期日を令和6年4月1日と、経過措置として、「この条例の施行前になされた公開請求及び不服または相談等の申出については、なお従前の例による」と改めるものです。

続きまして、なぜ今回このような諮問をさせていただくかという理由について御説明をさせていただきます。

お手元の諮問書の別紙の本文の2、提案理由というところを御覧ください。

昨年度、個人情報保護法の改正に伴いまして、逗子市個人情報保護条例を廃止いたしまして、新たに、逗子市個人情報の保護に関する条例を制定し、今年4月1日から施行しております。この新たに制定しました個人情報の保護に関する条例では、個人情報保護法改正の関係で、開示の期限等が現状の情報公開条例と異なる表現になっておりまして、これらの整合性を図るために、今回、情報公開条例の改正について諮問をさせていただくものです。

では、なぜこのような表現に違いが生じたのかについて御説明させていただきます。

なぜこのように表現に違いが生じたのかにつきましては、個人情報の保護に関する法律、こちらは国の法律になりますが、この個人情報の保護に関する法律における期間計算の方法が定められておりまして、この定められた方法以外の定め方で条例をつくってはいかんということを国のほうから言われたというところ です。

具体的に申し上げますと、個人情報の保護に関する法律における期間計算の方法といいますのが、民法の第140条の規定に基づきまして、請求があった日の翌日から起算がされている。こちらは、初日不算入というものになります。あと、同法第142条の規定によりまして、その期間の末日が行政機関等の休日 に当たる場合は、その翌日をもって、ですから、期限、末日が日曜日の場合には翌月曜日ということになりますが、翌日をもって期限が満了することとしておると。先ほど申し上げたとおり、これと異なるような期間計算の方法を市の条例に規定することについては、許容していないということであると。

要するに、請求があった日から起算してという、請求者が請求書をお出しになった日から起算をするという今の条例の書き方が駄目だということになりまして、昨年度制定した個人情報の保護に関する条例をそれに合わせて規定したものですので、結果、情報公開条例と個人情報の保護に関する条例のほうに差異が生じているというのが現状でございます。

その整合性を図るために、今回、現在、個人情報の保護に関する条例に規定されているものと同じような規定にするという方向のため、変更するため諮問をさせていただいているということになります。

また、条例改正と併せませして、逗子市情報公開条例の解釈運用基準、こちらにも改定となります。

今度はお手元にございます解釈運用基準の新旧対照表を御覧いただければと思います。

こちら、左側が現行で、右側が改正案ということになります。下線の引いてあるところが変更になっている部分で、合計で5か所あります。上から説明をさせていただきます。

第10条関係の2、解釈、第1項関係の中に記載されております「請求のあった日から起算して7日以内」を「請求のあった日の翌日から起算して6日以内（ただし、請求者が請求書の補正を行う場合は、当該補正に要した日数は、この期間に算入しない）」と改めます。

こちらの部分は、めったにあることではないんですが、情報公開請求がなされた際に、請求書内に不備があり、請求書の補正、いわゆる修正を求めた場合、従来は補正後の請求書を受領した日から起算して7日以内に行わなくてはならないという規定だったんですが、個人情報保護法の記載では、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、期間に算入しないとされたため、補正に要した期間のみを日数から除くこととされました。そのため、個人情報の保護に関する条例もこの記載と合わせましたことから、今回、情報公開条例の改正も同様にさせていただくということになります。

請求が出されて、例えば、2日目に補正が完了した場合には、旧条例ですとそこから7日ということだったんですが、新しい改正案では、補正にかかった日数がただプラスされるということに変更するというございます。

それでは、新旧対照表をおめくりいただきまして、次の下線は、期間の延長の部分になります。

こちらの期間の延長の部分に関しましては、条例の改正と同様、「当該公開請求のあった日から起算して30日を超えない範囲内で当該期間を延長することができる」という部分を「当該期間を23日以内に限り延長することができる」に改めるものです。

次ページになります。

同じく、第10条関係といたしまして、情報公開請求書を受領しても公開、非

公開の決定を行うことができない場合に、情報公開請求却下通知書により理由を付して通知することになりますが、この却下を決定する期限を公開、非公開の決定と同様に、「翌日から起算して6日以内」とするものです。

続いて、ページをおめくりいただきまして、こちらは第15条の関連で、条例改正と同様、情報公開審査委員が実施機関に対し、是正、その他、勧告を行う期限及び勧告を行う場合以外の処理期限を「30日以内」から、「翌日から起算して29日以内」に改めるものです。

なお、条例改正に係るスケジュールにつきましては、本日諮問の結果にもよりますけれども、今後、11月からパブリックコメントを予定しておりまして、議会への条例改正の議案の上程につきましては、令和6年第1回定例会、来年2月頃になろうかと思いますが、こちらを予定しているところでございます。

説明は以上になります。

○稲葉会長 ありがとうございます。

御質問のある方、どうぞ。御質問、御意見などありましたら伺いたいです。

特にございませんでしょうか。

本議題については、今回のこの本日の審議会で諮問の内容について、採決を行う必要があります。

特に御意見ございませんでしたら、採決に入ります。

○栗原情報公開課長 何かありましたら。分かりにくいところがございましたら質問でも結構ですが、よろしいですか。ありがとうございます。

○稲葉会長 よろしいですか。

○鈴木（良）委員 1点、質問よろしいですか。

別紙の提案理由のところ、国の法律が改正されたということで、それまでは、個人情報保護制度は、各自治体が定める個人情報保護条例の制度で任されていたんですけれども、この法律に全部一任されたということですか。

○栗原情報公開課長 おっしゃるとおりです。

○鈴木（良）委員 これはどうしてそうなったんですか。

○栗原情報公開課長 これは、国の法律が……

○鈴木（良）委員 国の問題かもしれませんが。

○栗原情報公開課長 国の法律がそうなりまして。

○鈴木（良）委員 どういう目的ですか。

○栗原情報公開課長 今まで委員のおっしゃるとおり、従来、個人情報保護制度に関しましては、各市町村、県、それぞれ条例を定めており、その条例の中で個人情報について定めていたところであるんですけども、いわゆる市町村によってデータの目的外利用提供について、より厳しい条例を定めているところもあったりすると、いわゆるデータの流通というものなかなかうまく進まない、そういうところをなくすということなんですかね。

国のつくっている一つの法律に全ての自治体が合流させられたというか。

○鈴木（良）委員 もう一つ、一元化されたんですけども、逗子市の条例がなくなるわけではなくて、条例は改正されて残るのですか。

○栗原情報公開課長 はい。こちらは、新たに条例を作成する、作成しないは市町村の判断に任せられておりました。といいますのは、改正後の個人情報保護法の中でも市が条例を作成して、運用を少し変えたりすることができるものというのが複数ありました。そのうちの1つが、決定までの期間になります。

こちらは、国の法律では、決定は請求があった日から30日以内という規定で、これより条例で長い期間を設けることは駄目なんだけれども、短くする分には条例で別に定めても構わないですよということだと。あとは、手数料を取る取らないというところも、無料にする意志がある自治体に関しては、手数料については取らないということも条例に定めても構わないと。

一方で、こういうことは条例に定めては駄目だというものの中には幾つかあって、その定めることができる部分を今回定めたのが市の新しい個人情報の条例ということになります。ですから、内容としては、旧条例よりかなり減っているということになります。

○鈴木（良）委員 難しいですね。ありがとうございました。

○稲葉会長 ほかに。

○不破委員 委員の御質問を受け、ちょっと私も興味が出たんですが、今、おっしゃった中に定めてはいけないというものもあるというお話だったんですが、参考までに、逗子市が今まで持っていた個人情報保護の中で、定めてはいけないものにかかったものというのは、どんなものがあるんですか。

○栗原情報公開課長 こちら、一番大きいものが、個人情報保護のほう、こちら

は情報の審議会なんです、個人情報保護運営審議会というものが今もあります。この審議会の中の1つの機能として、例えば、市の保有個人情報を目的外に使いたいといった場合には、今までの市の条例ですと必ず審議会に諮問をして、審議会の了承をもってそれができるという形を取っていたんですが、それは駄目だということです。

あくまでも、目的外利用提供をするしないの判断は、審議会に任せるのではなく、新しくできた国の法律の中で判断をするべきものだから、そういう機能を審議会に持たせてはいかんと。あと今回改正をさせていただいているその期間の話です。期間の計算の方法も国が民法の規定に基づく計算で行っている、いわゆる初日を入れずにやっているんだから、仮にそれより短い期間を設ける条例をつくったとしても、その計算のやり方は変えるなということです。

○稲葉会長 ほかに御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○鈴木（良）委員 もう一点よろしいですか。

この情報公開ハンドブックは2点だけしか変わっていないんですけれども、個人情報保護ハンドブックはさま変わりするのですか。

○栗原情報公開課長 従来のは、実は全く使えなくなりまして、新しいものを作って、今はやっておるところです。

○鈴木（良）委員 情報公開は違う条例ですから、影響は少なかったということなんですね。

○栗原情報公開課長 そうですね。

○鈴木（良）委員 分かりました。ありがとうございます。

○稲葉会長 ほかに御質問はございませんか。

○栗原情報公開課長 高橋先生、補足とか大丈夫ですか。

○高橋副会長 そうですね。個人情報の開示請求ってありますよね。それで、非開示にする部分ってあるんですね。それは例えば、第三者の個人情報が入っていたり、あとは行政運営上、こういうのは出せないとか、あるいは法人にとって不利益な情報とか、それは逗子市の情報公開条例と個人情報保護条例の、それはまあ同じようにつくっていたんですね。

今度、国の個人情報保護法の不開示情報の規定は、逗子市の従来のものとは書き方が大分変わっているんですね。そうすると、個人情報の開示請求で非開示

になった部分と、情報公開で非開示になった部分がずれたら困るじゃないかというようなことも、当初心配されて、情報公開のほうの非開示の部分も個人情報保護法に合わせなければいけないのかというような疑問もあったんですけども、条文のつくりは大分違うんですが、結論はほぼ変わらないだろうということで、今のところ、情報公開のそういう部分までは変えないでいいんじゃないかなというようなところじゃないかなと思いますけれども、そういう理解でよろしいですか。

○栗原情報公開課長 ありがとうございます。

○稲葉会長 今後の日程のことを考えますと、この諮問の内容はこれでよろしいかどうか、今回の審議会で採決する必要がございます。今現在のところ、何か御質問なり、御意見はございませんでしょうか。

よろしければ、これ一応、採決ということになりますけれども。

そうですね、賛成の方はそれでは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○稲葉会長 ありがとうございます。満場一致ということで、本諮問について、可とするということで、あと事務局、よろしく対処お願いいたします。

○栗原情報公開課長 はい、ありがとうございます。

○稲葉会長 適当である旨承認するということでございます。

○栗原情報公開課長 ありがとうございます。

今後なんですけど、事務局のほうで答申案を作成いたしまして、内容をメール送信させていただこうかと思っておりますので、御確認いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○稲葉会長 ありがとうございます。

それでは、次のその他でございますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○栗原情報公開課長 その他につきましては、2点ほどございますので、まず、資料の2になります。

こちらは、情報公開条例上の指定団体の指定について、新たに指定をした団体がありますので、御報告をさせていただきます。

お手元にあります情報公開ハンドブックの8ページです。

情報公開条例第19条に出資団体等の情報公開という規定がありまして、この中で、指定団体について記載がされております。この指定団体につきましては、併せて要綱が設置されております、その要綱が、このハンドブックの42、43ページになります。

こちらの指定団体につきましては、市が出資をしている団体です。この中で、42ページの要綱の第2条になりますが、いわゆる資本金等の市の出資の比率が、これに合致するものに関しては、出資団体のうち、指定団体というものにしておるというところで、こちらに該当となった団体さんが今回ありましたので、御報告するということになります。

対象の団体なんですが、お手元にお配りをした資料の2の一番下になります。

公益財団法人の逗子市渡邊利三奨学金財団になります。令和5年7月に指定をしております。

市の出資比率25%以上ということなんですが、こちらは、拠出財産は現金10億1,000万円、100%に該当するものです。当該団体につきましては、国内外問わずリーダーとして活躍したいという志を持つ経済的理由により就学困難な逗子市在住の若者に奨学金を支給し、グローバルな視野を持つ人材の育成及び就学の機会の確保に寄与することを目的として、逗子市にゆかりのある渡邊利三氏の負担付の寄附金10億円を歳出財産として設立、設立は令和4年1月17日に設立しました公益財団法人でございます。

こちらは、情報公開条例上の指定団体と併せて、個人情報保護に関する条例上の指定団体にも併せて指定をさせていただきましたので、御報告をさせていただきます。

続きまして、その他の議題の2点目としては、次回の日程調整になります。次回の開催は、来年の3月頃を予定させていただければと思っております。

ただ、かなり日程が、月がまだ先になりますので、具体の日程につきましては、メールで候補日を指定させていただきますので、皆様の御都合などを頂戴させていただいて、決定をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○稲葉会長 また候補日かなんかを何日か出して、それで意見を聞いてくださるということになるのでしょうか。

○栗原情報公開課長 その形を取らせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○稲葉会長 ということでございますので、皆様、連絡ありましたらよろしく御協力のほどお願いいたします。

○栗原情報公開課長 その他は以上になります。

○稲葉会長 以上でございますか。

本日は、いろいろお忙しい中、ありがとうございました。

特に何か御意見とか御質問なり、ございますでしょうか。どうぞ。

○花野委員 先ほど、ちょっと遡るんですけども、分からないことがあるので教えていただきたいんですが、指定団体一覧の中の社会福祉協議会と観光協会のみ市の出資比率などの市からの補助とかについて、特に記載がないんですが、これはどういった経緯で認められているというところ、ちょっと理解し難いので、そこだけ教えていただいてもよろしいでしょうか。

○栗原情報公開課長 出資団体を指定団体にする要件というのがハンドブックの42ページにあります逗子市の出資団体等の情報公開に関する要綱の第2条の定義のところにあります。こちらの第2条の第3項に、条例第19条第3項に規定する指定団体とは、次の各号のいずれかに該当し、市長が指定する団体とするというものがあまして、この中に3つある形になっております。

社会福祉協議会さんと観光協会さんは第3号ということですので、こちらの第3号に該当するというので、該当する箇所が違うということなんです。

○花野委員 市が出資する、補助するということは、その団体の意義とかその目的とかによって、変わってくるということなんですか。ここの、ちょっとふとした疑問でお聞きしたいなと思ひまして。

○栗原情報公開課長 出資比率が第3項の第1号だと出資の比率が25%以上、それから第2号だと決算額の50%以上となっておりますので、予算規模の大きい団体とかですと決算額が市の補助以外に独自に事業を実施して収入があるところに関しては、当然市の補助の比率というのは下がってくる形になるので、そういったところで該当する号が変わってくる。なので、指定をした理由のところには差が出てくるということが考えられるんですが、何というのでしょうか、社会福祉協議会さんとか観光協会さんですと、市との関係で幾らか補助が出て

いるという部分もあるんだろうと思うんですが、独自で事業を実施している部分のほうが大きいのかもしれないですね。

○花野委員　その他のところは、市との関係性がより高いところなので、出資比率も高いというような解釈で。

○栗原情報公開課長　出資比率の高さは、いわゆるその決算の内容が市の出資したものが歳入のほとんどになっていけば、高くなってくるでしょうし、ほかに事業も展開されていると、当然そこも歳入として入ってきたりすると、ちょっと薄くなってきたりするので、その事業のやり方とかにもよってくるのかなと思うので、何とも言えないところであると思うんですけれども。

今回指定させていただいたところに関しては、出資がこれが100%になっていますから、このお金だけで運営する、工夫するということになりますから。

○花野委員　市の出資100%でという……

○栗原情報公開課長　そうですね、市からの寄附を使って、その金額の中で全て実施するということになると、歳入としては100%ですよ。それで、今回は指定対象にさせていただいたということでございます。

○稲葉会長　ほかに御質問なり、何なりございますでしょうか。

○不破委員　すみません、今の委員のお話聞いてなんですけれども、確認したいのは、事前に承諾が得られたもの、今の社会福祉協議会とか観光協会も、これ事前に承諾があつてというのは、この団体がいいよと言ったということですか。

○栗原情報公開課長　そうですね、要綱の中で、市長が指定の必要を認め、かつ指定することに事前に承諾が得られたものということになりますので、こちらの団体が承諾したということです。

○不破委員　分かりました。ありがとうございます。

○高橋副会長　ちょっと分からないんですけれども、私もあまり普段ここを見るわけではないんですけれども、要は市がお金を出していたりするような団体が出資団体と言われて、こちらの要綱で言うと第3条で情報公開について助言をするというぐらいの関与のようですよ、これを見たところ。

ところが、さらに関係が深くなって、出資している金額が大きくなってきたりすると、今度第5条ですよ。第5条の指定団体になると、今度、助言ではなくて指導を行うとして、様々な会計について適正に行うとか、市がこういう

ところを指導できるようになると、ある意味、窮屈になるということだと思っ
てですね。

それは、市がお金を出しているからということなんだと思うんですけども、
恐らく、第2条第3項第3号の事前に承諾というのは、やっぱり市が監督する
必要があるんじゃないかということで、市が関わりたくて、厳しく関与する形
でいいですかと向こうに聞いて、いいですよと言われたら、じゃ、そうしまし
ようと、何かそういうことかなと思うんですけども、そういう理解でよろし
いですか。

○栗原情報公開課長 ありがとうございます。

情報公開制度に関しましては、市に関しては、条例の中で公開を積極的にし
ようとかというものをつくっているところなんですけど、一般的な民間企業に対
する情報公開の法律というのは、恐らくこれはありません。今民間に対して法
律がない中で、しかし、今、高橋先生のおっしゃるとおり、指定団体等につい
ては、市からの出資比率が非常に高いものですから、市と同様の情報公開の取
扱いを課すというものになっております。

一方で、そのこちらの要綱の第6条などを見ていただくと、第7条ですとか、
いわゆる不服等の申出があったときには、市に対して助言を求めるとか。また、
市として、それに対して情報公開審査員の意見を聞くことができたりとかとい
う部分も併せて制度としてプラスをしているということですね。

指定団体さんにこの不服等の申出が出て、困った場合には、我々に相談をし
ていただいて、我々の中で必要があると認めたときは、情報公開審査員、高橋
先生に意見を聞いてということもできるような仕組みをプラスしてつくってお
ります。

○稲葉会長 ほかに御質問なり、何かございますでしょうか。

それでは、本日の議題は全て終了しましたので、これにてお開きにさせてい
ただきますが、次回、令和5年度第3回の情報公開運営審議会は、令和6年3
月を予定としておりますので、また日程等、事務局調整で皆様ご協力をよろし
くお願いいたします。

本日はどうもいろいろお忙しいところ御参集ありがとうございました。これ
にてお開きにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午前10時45分閉会